

横 手 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第7回

農業委員会総会議事録

令和6年9月17日

令和 6 年度 第 7 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 17 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 38 号 農用地利用集積計画の審議について
5. 議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 報告第 7 号 非農地証明について
7. 報告第 8 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2		欠	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6		欠	1 8		欠
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2		欠
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2		欠	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

2番	佐々木 由紀子	委員
6番	千 葉 肇	委員
12番	千 田 誠 治	委員
18番	小松田 英 人	委員
19番	高 橋 康 弘	委員
22番	木 村 由美子	委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌 々 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は 17 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 7 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 13 番 高田 恵律子 委員 14 番 近江 清廣 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は 7 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。秋田県農業公社から 10 年分割払いで農地を買い受けるものであり、分割払い期間中の使用収益権を設定するものです。 「2 番」は、増田地域局管内からの申請です。農業者年金受給のため、親子間の使用貸借を再設定するものです。 「3 番」、「4 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。いずれも、農業者年金受給のため、親子間の使用貸借を再設定するものです。議案書 3 ページをご覧ください。 「5 番」は、大森地域局管内からの申請です。親子間で一部の農地を使用貸借するものです。 「6 番」は、山内地域局管内からの申請です。後継者へ農地を部分贈与するものです。 「7 番」は、大雄地域局管内からの申請です。知人間で農地の贈与をするものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 7 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 36 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 36 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。申請件数は全部で 6 件になります。 「1 番」は、横手地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。 事業概要です。譲受人夫婦は、現在アパート住まいをしておりますが、住宅の新築を計画し、4 か所の候補地を検討した結果、立地・面積・価格等の条件から申請地が最適であったため、農地でありますやむを得ず選定したものです。 土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北西約 1.8 kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は市道を挟み田、西側は県道、東側は田、南側は宅地となっています。 資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。 被害防除については、緩衝地を設け建物の高さを加減する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。 他法令については、農用地区域からの除外について、8 月 22 日付けで変更決定公告済みです。 申請地は「第 2 種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、9 月 3 日、高橋尚也委員と高橋馨委員と事務局で実施しております。 「2 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は不動産業者であります。申請地の隣にあるクリニックと薬局では、降雪期における駐車場の雪置場に大変苦慮していることから、この度、駐車場に接している申請地を雪捨て場として整備し貸付しようとするものです。

土地概要です。申請地は「市役所条里南庁舎」から北西約 1.0 kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は農道を挟み田、西側事業所、南側は駐車場、東側は田となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、残高証明書により確認済みです。

排水計画です。雨水排水は自然流下、その他は特にありません。

被害防除は、農地が隣接する北側と東側は法面保護する計画であり、更に一部に緑地を設置することから、特に周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。

他法令については、開発行為について横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条による事前協議済みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月3日、高橋尚也委員と高橋馨委員と事務局で実施しております。

続いて、8ページとなります。

「3番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、住宅新築や増改築工事を主に行っている事業者です。住宅の基礎工事において発生する残土を分別し、廃棄物を除いた土を処分する残土置場として使用するため、申請地を選定したものです。

土地概要です。申請地は、「栄地区交流センター」から南西約 1.4 kmに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側は国道13号、北側・南側は事業所、東側は雑種地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画です。雨水排水は自然流下、その他は特にありません。

被害防除については、残土が崩れることの無いよう法面を均一に仕上げる計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も

満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月3日、高橋尚也委員と高橋馨委員と事務局で実施しております。

「4番」は平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は主に造園土木業のほか宅地建物取引業を行っている株式会社です。申請地は宅地に隣接して立地しており、近隣に小学校があり利便性がよく、宅地としての用途及び目的に適合し、有効に利用できると判断し、7区画の宅地分譲地として整備しようとするものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所平鹿庁舎」から東約1.3kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は市道、西側は宅地、南側は農道を挟んで田、東側は市営住宅となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は水路への放流及び自然流下の計画です。

被害防除は、農地が隣接する南側は道路を新設し側溝を整備する。更に法面保護する計画であり、特に周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の内容で交付されています。

他法令については、開発行為について、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条による事前協議済みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8月30日、佐藤勇委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。

続いて、10ページとなります。

「5番」は、山内地域局管内からのものです。なお、本件は、令和6年5月総会において、許可相当と議決されたものでありますが、転用面積が変更によって、県知事許可前に申請の取り下げがあり、改めて申請があったものです。また、貸渡人と筆数が多数であるため、「議案第37号別紙」に記載しておりますので併せてご覧ください。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、秋田自動車道・横手湯田間4車線化工事の実施主体です。付加車線事業に伴う工事において、仮設土砂置場として農地を一時転用しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所山内庁舎」から北西約900mに位置しており、地目は登記・現況とも「田」が12筆となっています。隣

接地の状況は、北側は市道、東側は横手川、西側・南側はＪＲ北上線となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません、雨水排水は自然流下となりますが、濁水処理設備を設置する計画となっています。

被害防除については、水の浸出を防止するよう考慮した措置をし、線路側には防護柵を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8 月 28 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

「6 番」も、山内地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、秋田自動車道・横手湯田間 4 車線化工事の実施主体です。付加車線事業に伴う工事において、仮設資機材置場として農地を一時転用しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所山内庁舎」から南東約 1.5 k m に位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は秋田自動車道、東側は農地、西側は宅地、南側は県道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません、雨水排水は自然流下の計画です。

被害防除については、碎石の流出を防止するよう考慮した措置をする計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、8 月 28 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

説明は以上です。

議長	ここで本日の出席者数の訂正をいたします。17 名から 18 名に訂正をさせていただきますして今後の議事を進めたいと思います。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	3 点ほど意見等を発言させていただきます。 初めに 2 番についてですが、貸付期間について説明がありませんでした。また、資料にも記載がありません。したがって、これだけでは意思表示ができないということを申し上げます。 それから 3 番についてですが、この住宅工事は、いつ終了して、その後の使われ方というのは、どうされるのでしょうか。 4 番については、恐縮ですが解説いただければと思います。通常は認められない宅地分譲の造成のみの農地転用です。これは例外的な措置で、どういうことで認められるか、説明をお願いします。以上 3 点です。
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局	2 番の案件につきましては、貸付期間 20 年ということで実施しております。資料に記載しないでしまい申し訳ございませんでした。こちらは 20 年であることを確認しております。 続いて 3 番ですが、特定の住宅工事の土捨て場ということではなく、今後、事業者につきましては、住宅工事をする会社でございますので、土捨て場として使い続けるということになります。 4 番につきましては、用途地域内であることから宅地分譲のみの整備が可能ということで許可相当と判断しております。説明は以上です。
16 番	2 番について貸付期間ということはお答えいただきましたけれども、貸し付けるということが現実という資料となりますと判断できません。 それから、3 番の住宅を建設する会社ということですが、いろいろ経営によっては変わってくるのではないのでしょうか。これは感想です。 それから 4 番目についてですが、もう少し解説できるのではないですか。通常は造成のみであればそのあといろいろな使い方ができるけれどもこれは造成のみでも特例措置に該当して許可相当ということになる。この案件はそれをどういう条項で許可するかということです。書かれているところをご紹介いただけないのでしょうか。
事務局	4 番について、法令の何処に書いていたか、こちらで探しているのですが見つけれません。内容は十分承知しておりますので説明いたします。

	その造成のみを目的とする転用は原則認められないですが、都市計画法非線引き用途地域内において、かつ、今回、宅地分譲という目的ですので、今後、特に住宅建築が確実と見込まれるという場合であれば、許可できるとなっております。 今回、その申請者が宅建業者の資格を持っている業者ですので、この分譲したものを着実に販売していけるという見込みもありますので、許可相当と判断しております。
16 番	4 番については、大体お分かりになったのではないのでしょうか。住宅、工場とかそういうものでも、今説明があったように該当すれば特例措置として許可できるということです。 1 番については、契約書を添付するなど確実というものが確認できたらと思います。また、貸付期間が何年かと説明していただければと思います。
議長	ほかに質問等ございませんか。
11 番	5 番、6 番についてですけれども複車線化の工事の完了時期を教えてください。
事務局	期間は 3 年間となっておりますので、今許可をして令和 9 年 9 月までの期間となっております。
議長	他にご質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 37 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 37 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 38 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。相対による利用権設定になります。 議案書 14 ページの「整理番号 1076 番」から「整理番号 1079 番」までの 4 件は、再設定が 3 件、新規設定が 1 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 9 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。 なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するもの

	と判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 38 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 38 号」について、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 18 ページの「整理番号 126 番」から「整理番号 133 番」の 8 件は、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 11 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 18 ページの「整理番号 134 番」の 1 件は、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に農地中間管理事業になります。 議案書 19 ページの「整理番号 135 番」から、議案書 20 ページの「整理番号 149 番」の 15 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 6 年 11 月 15 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 39 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 21 ページの「整理番号 150 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 6 年 11 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 39 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 39 号」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 39 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 6、「報告第 7 号 非農地証明について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 23 ページをご覧ください。願い出の報告は 1 件です。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの願い出です。「1 番」の願い出地は、醍醐地区交流センターから東へ約 1.6km 先に位置しております。かつては願出人の父が果樹畑として利用していましたが、高齢化のため 10 年ほど前からりんごの木を伐採しました。父は令和 3 年に亡くなり、土地を相続した願出人も県外在住であったため、利用・管理できず、原野化が進行したものです。近隣耕作者からも、再生利用は困難であろうとの意見でした。 現地調査は、8 月 7 日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員と事務局にて実施しており、8 月 20 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。 報告は以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番	このような大規模な樹園地ということですが、その後は我々の農業委員会、農地法の世界から離れるということになりますが、非農地証明を出した後は我々が何か言うことはできないということになります。そ

	うした場合、その後の管理については周辺環境に影響のないように所有者がきちっと取り組むべきではないかと思います。この件に関する感想です。
事務局	非農地判断することによって農地法から離れることになりますが、土地基本法などの管理は引き続きありますので、土地所有者には引き続き管理をお願いすることになります。
議長	暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	会議を再開します。
議長	ほかに質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、「報告第7号」の報告を終わります。
議長	日程7、「報告第8号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書25ページをご覧ください。報告件数は全部で6件となっております。横手地域局管内が4件、雄物川地域局管内が1件、大雄地域局管内が1件です。 まず「1番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から西約1.1kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、西側は雑種地、南側は田、東側は店舗となっております。 土地の状況です。農地法第5条の申請により工場用地として昭和49年10月1日付けで許可を受けておりましたが、当時土地の所有者であった申請者の父親が、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在建物は残っていませんが、造成されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、8月7日、石山俊彦委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しています。 調査結果は、8月8日付けで記載のとおり報告しています。 次に「2番」についてです。照会地は、「栄地区交流センター」から南西約1.5kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・南側は事業所、東側は農地、西側は国道13号となっております。 土地の状況です。農地法第5条の申請により住宅敷地として昭和45年10月28日付けで許可を受けておりましたが、当時土地の所有者であった申請者の父親が、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在は空き家ですが住宅と小屋は残っており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、8月19日、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月19日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。照会地は、「黒川地区交流センター」から南東約1.0kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は河川敷、東側は雑種地、西側は宅地、南側は県道となっています。

土地の状況です。申請地は、申請者であるお寺で代々所有してきた土地であり、詳細は不明ですが古くからお寺であったとのことでした。現在も境内地であり、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月19日、堀江一彦委員、富岡祥吾推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月26日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。照会地は、「横手市役所条里南庁舎」から南西約1.2kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は農地、東側・南側は自動車学校跡地、西側は市道を挟んで宅地となっています。

土地の状況です。申請者の父は平成2年10月から、当時申請地隣で事業を行っていた自動車学校に車両置場及び雪捨場として貸付していましたが、転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在は跡地となっていますが、砂利敷となっており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月3日、高橋馨委員、高橋尚也委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月3日付けで記載のとおり報告しています。

議案書26ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。照会地は、「横手市役所大森庁舎」から南約2.4kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は宅地、西側は市道、東側・南側は農地となっています。

土地の状況です。申請地の隣地において、昭和56年7月、住宅を新築した際、境界を見誤り、宅地部分を超えて建築され、申請地部分に及び現在に至るものです。現在も住宅敷地でコンクリート敷きとなっていますので、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月9日、近江清廣委員、木村由美子委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月15日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6番」についてです。照会地は、「横手市役所大雄庁舎」から東約1.7kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側は市道、東側・南側は宅地となっています。

土地の状況です。申請者の母は、平成13年頃作業小屋を申請地に新築し現在に至るもので、転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も小屋兼車庫として使用されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、8月1日、小松田英人委員、小松高義推進委員、戸田靖推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、8月5日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。
これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 8 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 7 回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(11 時 00 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年9月17日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 田 恵律子

署名委員 近 江 清 廣